特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
24	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による感染症（結核）患者の医療費公費負担に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪府は、感染症（結核）患者の医療費公費負担制度の事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

大阪府知事

公表日

令和8年11月2日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による感染症（結核）患者の医療費公費負担に関する事務
②事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第52条第1号から第4号に基づき、結核患者に対する入院勧告または入院措置に関する事務、結核患者に対する費用負担及び療養費の支給の申請の受理並びにその申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務を行う。 また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の3（医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号）により、令和9年4月1日施行予定）に基づく結核患者の電子資格確認に関する事務を行う。
③システムの名称	・情報提供ネットワークシステム、統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、Public Medical Hub（PMH）

2. 特定個人情報ファイル名
感染症（結核）患者医療費公費負担申請事務

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）第9条第1項　別表百五 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第52条第1号から第4号 ・番号法第19条第6号（デジタル庁への個人番号委託の根拠）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表137の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療部保健医療室　医療・感染症対策課
②所属長の役職名	医療・感染症対策課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	府民文化部府政情報室情報公開課　府政情報センター 〒540-8570　大阪市中央区大手前2丁目　大阪府庁本館　06-6944-6066 健康医療部保健医療室医療・感染症対策課　感染症対策グループ 〒540-8570　大阪市中央区大手前2丁目　大阪府庁本館　06-6941-0351（内線5307）

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	健康医療部保健医療室医療・感染症対策課　感染症対策グループ 〒540-8570　大阪市中央区大手前2丁目　大阪府庁本館　06-6941-0351（内線5307） 大阪府池田保健所　地域保健課 〒563-0041　池田市満寿美町3-19　072-751-2990 大阪府茨木保健所　地域保健課 〒567-8585　茨木市大住町8-11　072-624-4668 大阪府守口保健所　地域保健課 〒570-0083　守口市京阪本通2-5-5(守口市庁舎8階)　06-6993-3131 大阪府四條畷保健所　地域保健課 〒575-0034　四條畷市江瀬美町1-16　072-878-1021 大阪府藤井寺保健所　地域保健課 〒583-0024　藤井寺市藤井寺1-8-36　072-955-4181 大阪府富田林保健所　地域保健課 〒594-0071　和泉市府中町6-12-3　0725-41-1342 大阪府和泉保健所　地域保健課 〒594-0071　和泉市府中町6-12-3　0725-41-1342 大阪府岸和田保健所　地域保健課 〒596-0076　岸和田市野田町3-13-1　072-422-5681 大阪府泉佐野保健所　地域保健課 〒598-0001　泉佐野市上瓦屋583-1　072-462-7701
９．規則第９条第２項の適用	**[　　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		［　1,000人未満（任意実施）　］	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		［　500人未満　］	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		［　発生なし　］	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない（入手） [○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［ ○ ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置や技術的安全管理措置を実施している。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。 を徹底する運用としている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明